

# 令和4年度 相談支援従事者指導者養成研修 地域づくりコース

## 講義(1)

相談支援体制・地域(自立支援)協議会についての再確認

## ② 主任・現任としての協議会への関わり方 ・担うべき役割

特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 顧問  
一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク 代表理事  
社会福祉法人西宮市社会福祉協議会  
権利擁護普及推進及び相談支援アドバイザー

**玉木幸則**

# 地域自立支援協議会とは・・・

(当初は、玉木の言葉でこう説明していた。)

簡単にいうと、障害のある人もない人もどうすれば、地域で暮らし続けられるか、ということをして、いろいろな立場の人が集まって、真剣に論議していく場である。

また、そこで出てきた課題について、どう解決していくかを模索していく仕組みである。

さらに、名称にも思い入れがあった。

- ・ 障害者の相談支援の仕組みなのに、障害者自立支援協議会としなかったこと。  
（一部、市町村で、障害者・・・と  
いっているところもあるが）
- ・ 「地域」にこだわった協議会として動き出したこと。
- ・ そして「協議会」だけでは解決できないので、いろいろな人や組織、仕組みなどとつながりながら、活動するよう心がけた。

# 障害者ケアマネジメントの基本的な考え方

障害者ケアガイドライン平成14年3月31日

## ● 障害者ケアマネジメントとは

障害者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療のほか、教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。

- 1 障害者の地域生活を支援する
- 2 ケアマネジメントを希望する者の意向を尊重する
- 3 利用者の幅広いニーズを把握する
- 4 様々な地域の社会資源をニーズに適切に結びつける
- 5 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する
- 6 社会資源の改善及び開発を推進する

# 協議会の基本的な役割

## ○ 障害者総合支援法(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに**障害者等**及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

しかし、時が経ち、各地域の協議会が活発に機能していればいいのだが、中には、**形骸化**していたり、**当事者抜き**になり、事業者の集まりになってはいないだろうか。

さらに、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていくための協議会であるはずなのに、**障害福祉サービスに特化した**議論になっていないかなど、不安になることが多い。

一方で、本人中心の相談支援体制の整備は、道半ばである。それは、地域の様々な状況に応じた地域生活支援事業に規定されている「**障害者相談支援事業**」や**計画相談等**の展開を考えていく必要がある。

また、相談支援を担う相談支援専門員の専門性と質の向上を図るために、相談支援従事者養成研修のカリキュラムも大幅に改正されている。



このように「協議会」の機能や役割も、多様なものが求められてきている。ここではすべてを整理することはできないが、再度、確認したいこと。整理した方がいいことをあげてみる。

- **当事者**も含めた「協議会」での論議ができてきているか。
- **官民協働**での「協議会」運営ができていくか。
- 「協議会」は、**障害福祉分野を越えて**、様々な人や機関などと有機的につながり論議できているだろうか。

また、本人中心の相談支援体制整備をすすめていくうえでは、「協議会」を活用していくことが有効である。その中で**現任者**や**主任**に求められている役割も多岐にわたる。

- ・ 現任者は、本人中心の相談支援展開から見えてくる**個別の課題**を**地域の課題**として**積極的に**「協議会」につなげて、課題解決を図ろうとしているか。
- ・ 主任は、「協議会」の論議から**地域づくり**（**ソーシャル・インクルージョン**）の**ビジョン**を描けているだろうか。

さらに、人材育成は、基幹相談支援センターや主任の役割とされている。しかし、市町村にとって宝となる人材育成なのだから、「協議会」の相談支援部会や人材育成部会などで論議していく必要がある。

- ・例えば、相談支援従事者初任者研修のインターバル対応については、基幹相談支援センターや主任だけで対応していくのも限界もあるため、「協議会」の部会等でインターバルの進捗管理や内容の標準化。

さらには、定期的なSVなどを設定していくことも可能になる。もちろん、そこには現任者も積極的に関わってもらいたい。